

浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 1 -

□ 既設傾斜護岸の被災箇所については、細部構造に関する具体的な検討を行い、災害復旧申請を行う予定。

・施工期間：未定

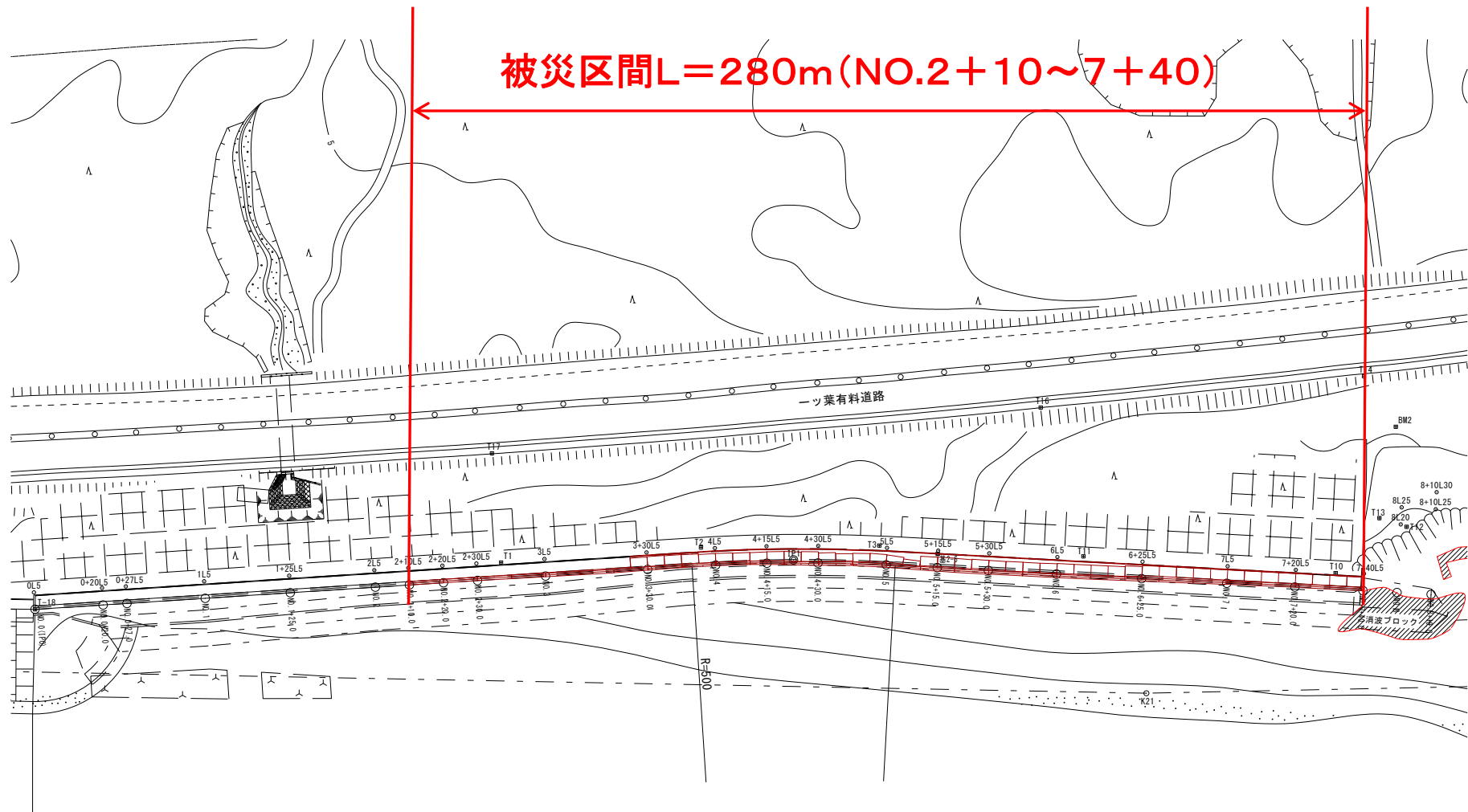


浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 2 -

□ 平面図

- ・平成17年度に施工した傾斜護岸工 280mが被災



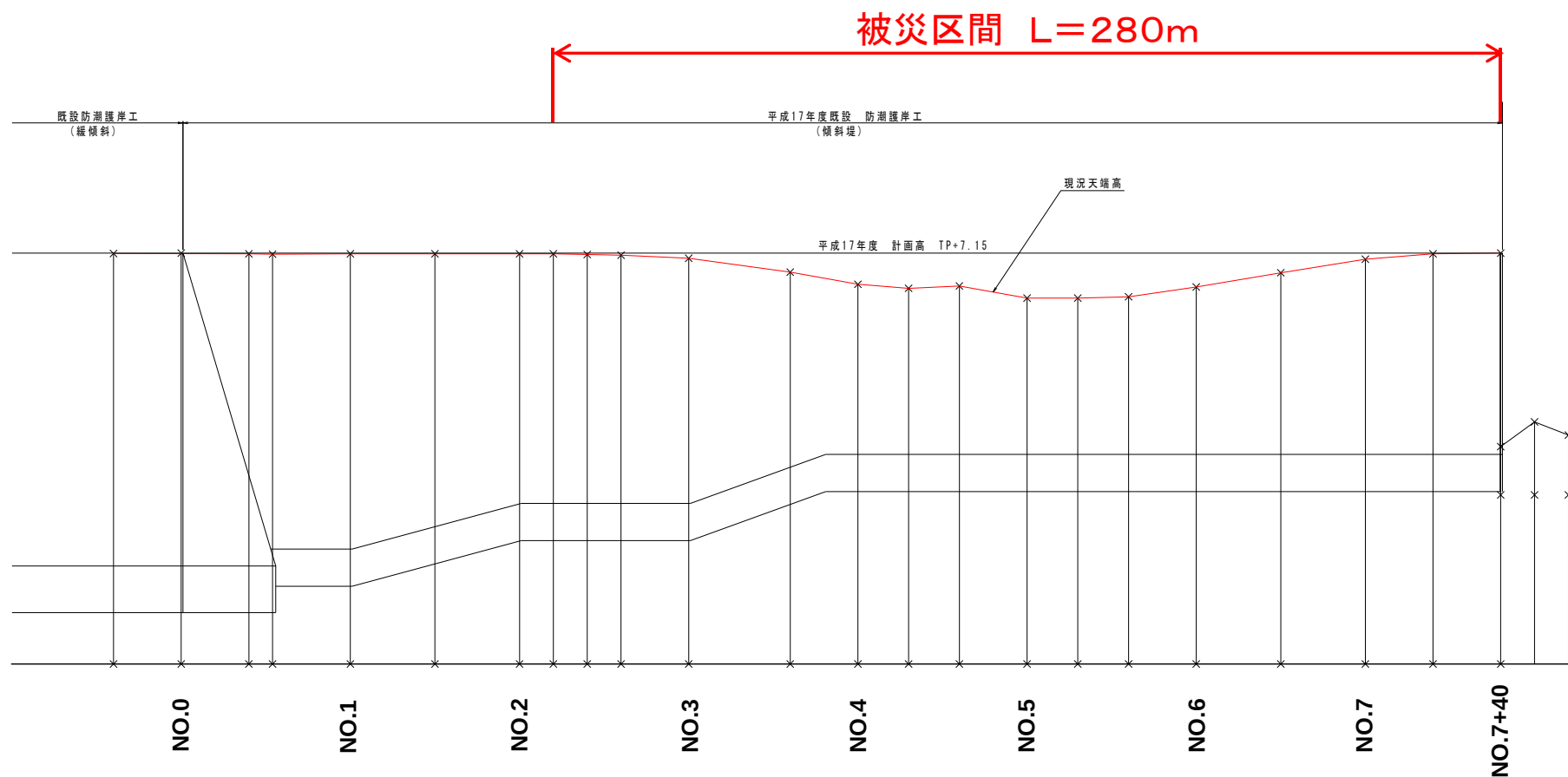
浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 3 -

□ 縦断面図

- ・黒書きは既設傾斜護岸工の計画天端高で、赤書きが現況天端高
- ・最大1.33mの沈下が見られる

縦断面図(現況天端高)

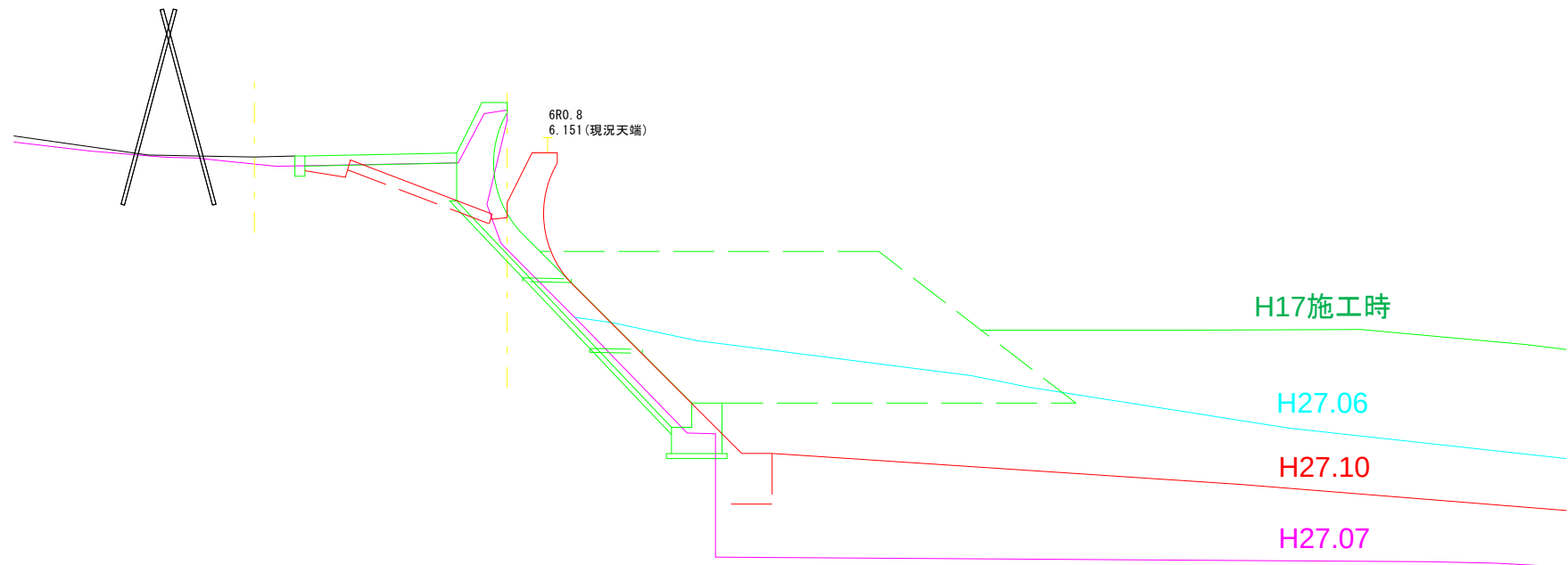


浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 4 -

□ 横断図(NO. 5)

- ・黒書きが被災前の断面で、赤書きが現況の断面



浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 5 -

□ 横断の写真(No. 2)

- ・傾斜護岸工に大きな変調が見られない区間

傾斜護岸工天端から背面の天端被覆工までの高さは約1m



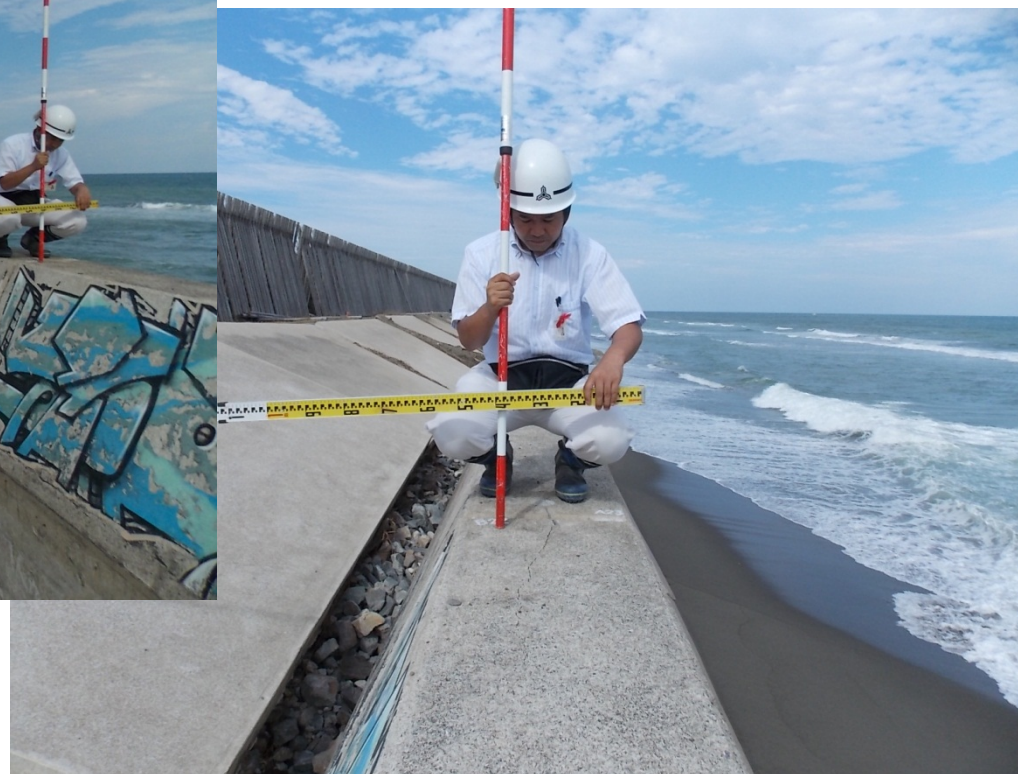
浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 6 -

□ 横断の写真(No. 5)

- ・傾斜護岸工に大きな変調が見られる区間

天端被覆工天端から約30cm低くなっているため、計画天端高より約1.3m沈下していることがわかる



浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 7 -

□ クラック状況写真



□ 災害復旧について

・事業名 治山施設災害復旧事業

・事業内容

地方公共団体が施行し管理している林地荒廃防止施設が被災した場合の復旧事業

・災害復旧事業の対象とされる災害の範囲

暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害

・復旧の程度(原形復旧の原則)

災害復旧事業は、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的としている(負担法第2条第2項)が、原形に復旧することが不可能な場合には、当該施設の被災前の効用を復旧するための施設を設置することも原形復旧に含まれ(同条同項)、また、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わる必要な施設を設置することも原形に復旧することとみなされている。(負担法第2条第3項)

・その他

①林野庁災害査定官による査定、財務局立会

②発生年を含め3年以内に事業完了

浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 9 -

□ 被災時の状況について

・平成27年8月24～25日にかけての台風第15号

項目	数値	日時	備考
風速(10分平均)	25.8m/s 南南東	H27.8.25 4:40～4:50	赤江(気象庁)
瞬間風速	36.0m/s 南南東	H27.8.25 5:05	赤江(気象庁)
有義波	7.03m	H27.8.25 6:00	ネダノ瀬(国交省)
潮位	TP+ 1.03m	H27.8.25 2:00	宮崎港(国交省)

・被災時の分析結果

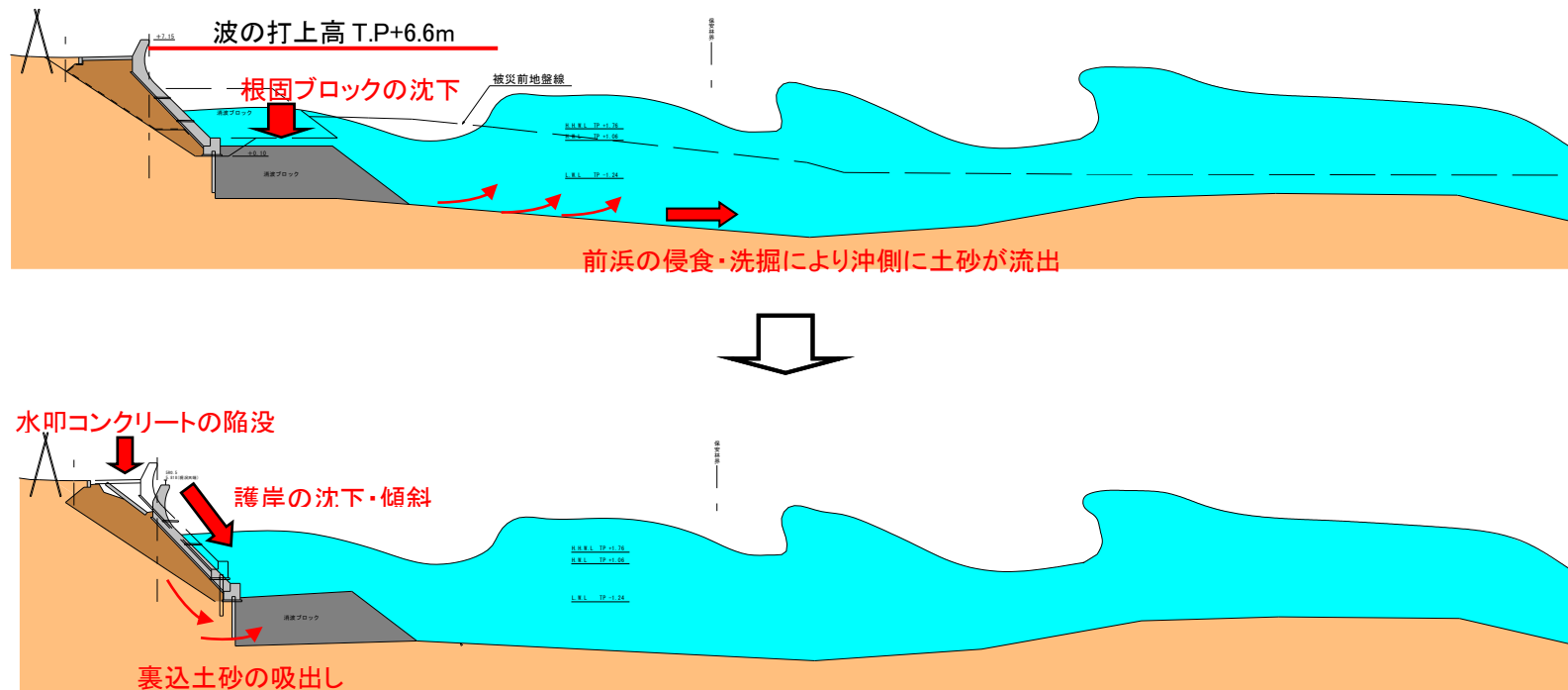
項目	沖波波高 (m)	周期 (sec)	換算沖波波高 (m)
被災時	11.45m	8.8	6.78
当初復旧時	13.3m	13.4	12.0

浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

- 10 -

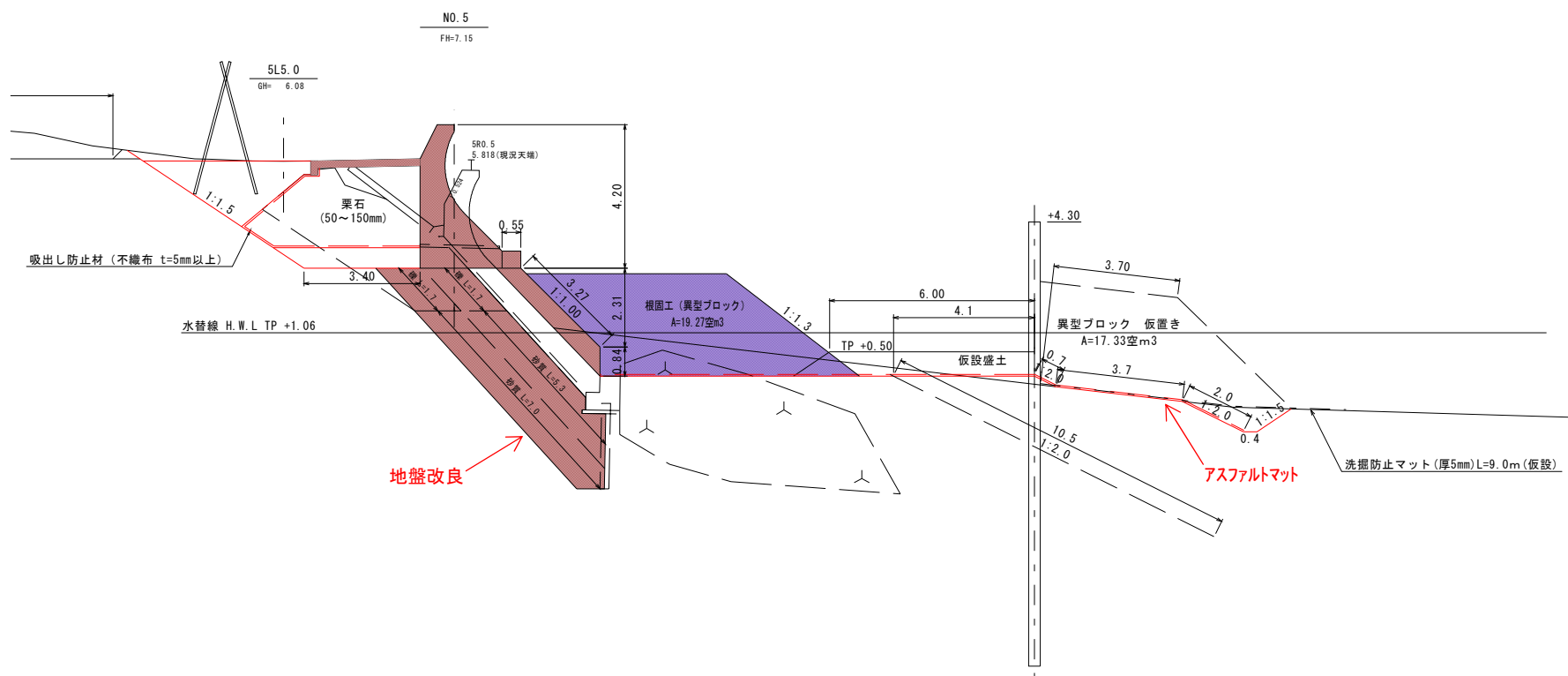
□ 被災過程について

- ・台風の接近により、うねりを伴った侵食傾向の波浪が来襲した。
- ・侵食傾向の波浪により、前浜が侵食され沖側に流出し、護岸前面の根固ブロックが沈下した。
- ・地盤の低下により止水矢板下部から裏込め土砂の吸出しが発生し、天端被覆コンクリートの陥没、護岸堤体の沈下・傾斜が生じた。



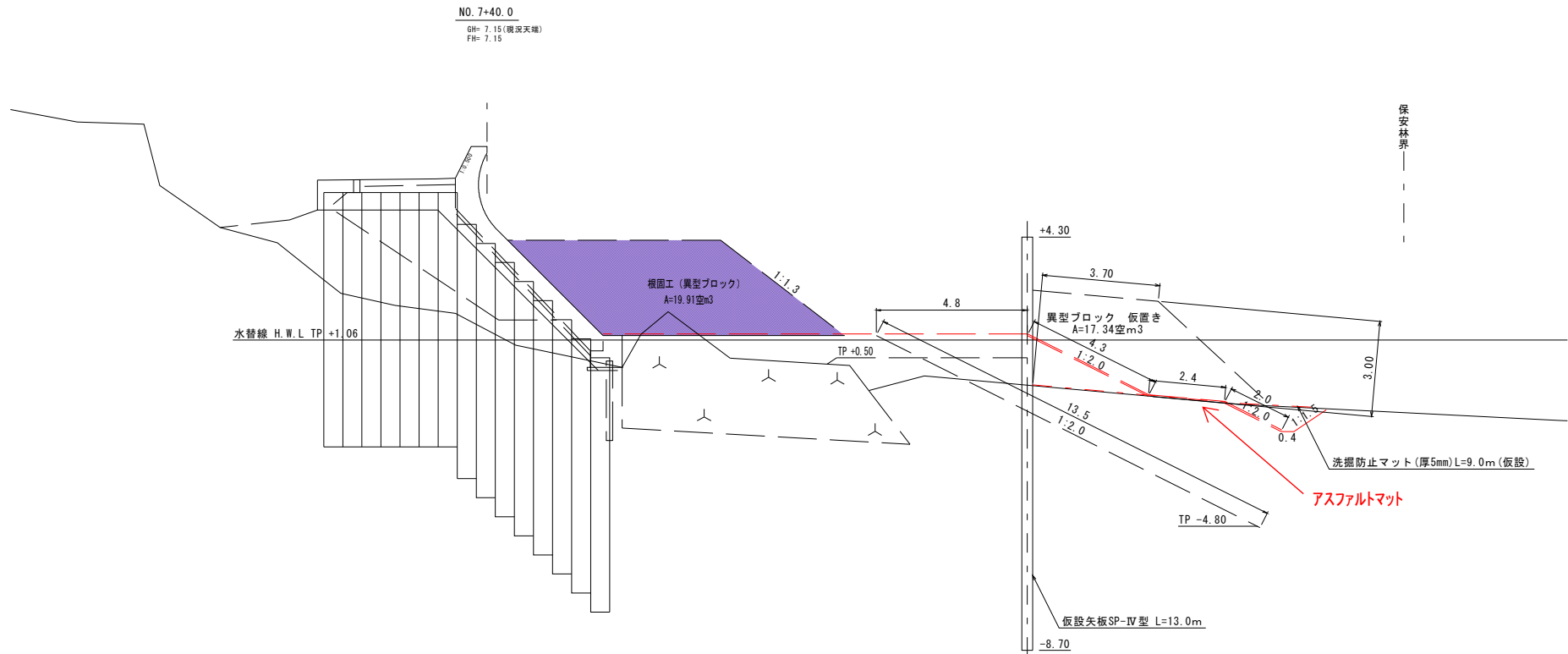
浜山防潮護岸工の被災について(宮崎県中部農林振興局)

□ 復旧工法について



- ・既設護岸の一部を取壊し、護岸背面は空洞化対策として地盤改良し、護岸前面は吸い出し防止対策として、腹付けコンクリートを打設する。
- ・天端高を確保するため波返しコンクリートを打設し、洗掘防止対策として根固ブロックとアスファルトマットを敷設する。

□ 国施工区間との接合部について



- ・洗掘防止対策として根固ブロックとアスファルトマットを敷設する。